

議案第 5 3 号

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例

八幡浜市印鑑条例（平成 1 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、1 5 歳未満の者及び成年被後見人については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(印鑑の登録制限)</u></p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、<u>登録を受けることができない。</u></p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 3 0 条の 1 6 第 1 項</u> <u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、1 5 歳未満の者及び成年被後見人については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(印鑑登録申請の不受理)</u></p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当する印鑑の登録申請は、<u>受理しない。</u></p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名 <u>若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名 <u>若しくは通称</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登</p>



けるべき者の住所若しくは居所が明らかでないとき又はその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を規則で定めるところにより告示することができる。

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターから打ち出したものを含む。以下同じ。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載して作成する。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

(印鑑登録証明の制限)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明を行わない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(閲覧の禁止)

第16条 印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類は、閲覧に供しない。ただし、法令の規定に基づいて閲覧の請求がなされる場合は、この限りでない。

けるべき者の住所及び居所が明らかでないとき又はその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を規則で定めるところにより告示することができる。

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープ等に記録したものに係るプリンターから打ち出したものを含む。以下同じ。)について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載して作成する。

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(2) (略)

(3) 男女の別

(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

(印鑑登録証明申請の不受理)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明の申請は、受理しない。

(1)・(2) (略)

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(閲覧の禁止)

第16条 印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類は、閲覧に供しない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(八幡浜市子ども医療費助成条例の一部改正)

2 八幡浜市子ども医療費助成条例(平成17年条例第121号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で

示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市に住所を有し、<u>本市が備える</u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者、又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市に住所を有し、<u>本市の</u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者、又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者</p> <p>2～7 (略)</p>

(八幡浜市火葬場条例の一部改正)

- 3 八幡浜市火葬場条例(平成21年条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表(第5条関係)</p> <p>八幡浜市火葬場等使用料</p> <table border="1" data-bbox="240 1288 801 1323"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「市内」とは、死亡者(死産児については、その父又は母)が死亡時に、又は申請者が申請時に<u>八幡浜市が備える</u>住民基本台帳に記載されている場合をいう。</p> <p>2～7 (略)</p>	(略)	<p>別表(第5条関係)</p> <p>八幡浜市火葬場等使用料</p> <table border="1" data-bbox="829 1288 1386 1323"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 「市内」とは、死亡者(死産児については、その父又は母)が死亡時に、又は申請者が申請時に<u>八幡浜市の</u>住民基本台帳に記載されている場合をいう。</p> <p>2～7 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

#### 提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い旧氏による印鑑登録を可能とし、及び印鑑登録証明書への男女の別の記載を行わないようにする等の所要の改正を行うため。